各種給付金制度

社会人の方へ

専門実践教育訓練給付金

働く人の主体的なキャリアアップ・キャリアチェンジを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。「専門実践教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練支援給付金」があります。

専門実践教育訓練給付金とは

厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練機関を受講・終了した方に対し、その費用の一部を支給する制度です。
当校は看護学科：2014年10月１日、助産学科：2015年10月1日に指定を受けています。

給付金額

受講中	修了後
受講者が支払った訓練経費の ５０％（年間上限４０万円） ※訓練経費＝入学金 ＋ 授業料 ＋ 実習費 ＋ 必須テキスト代	受講者が支払った訓練経費の ８０％（年間上限６４万円） ※受講中支給された金額との差額分 20%+10%（支給要件）が追加支給されます。 ※支給要件①（20%）＝国家試験合格 ＋ 看護（3 年）助産（1 年）で卒業 ＋ 卒業翌日から１年以内に就職（雇用保険被保険者となること） ※支給要件②（10%）＝受講前後の賃金を比較して 5% 以上上昇した場合、支給要件①（20%の給付）に加えて 10%追加支給されます。

給付条件

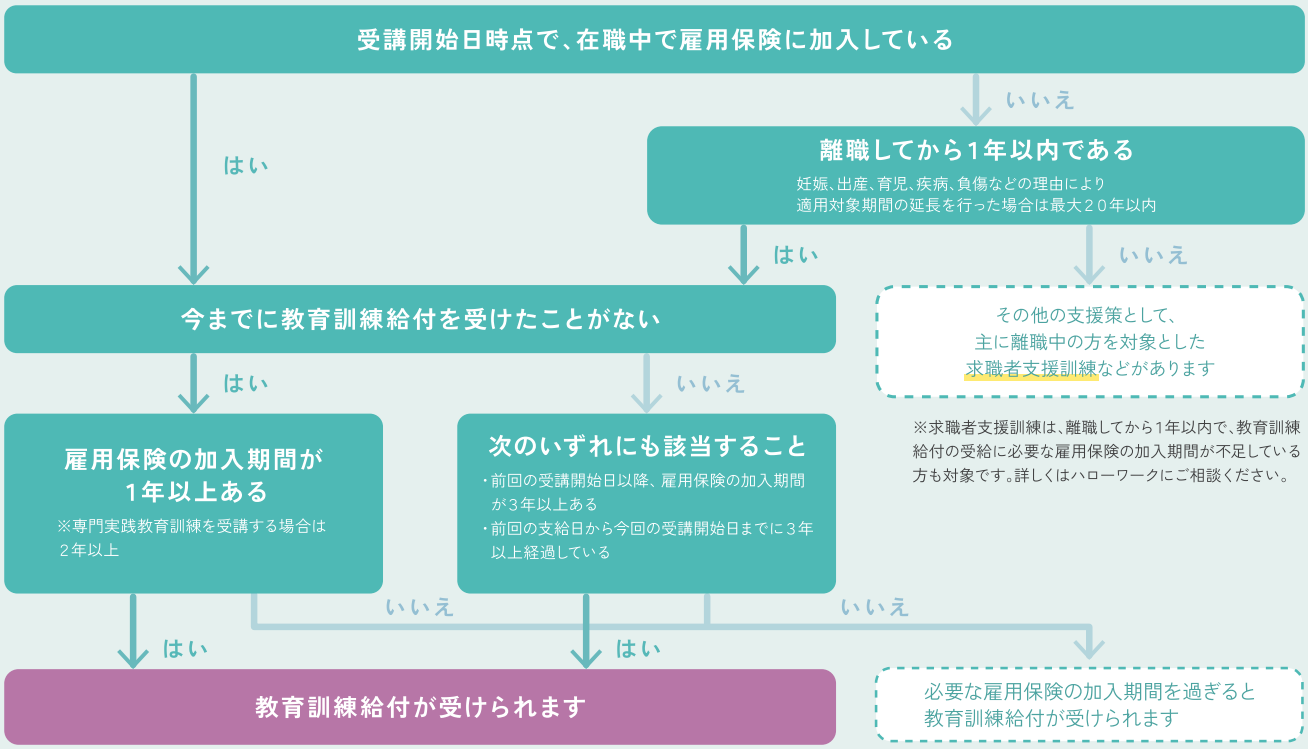

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。詳しくはハローワークにご相談ください。

●専門実践教育訓練支援給付金とは～令和8年度入学生までが対象（暫定処置のため変更となる場合あり）～
専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方で、訓練受講をさらに支援するために雇用保険の基本手当の日額80%に相当する額を支給する制度です。
※支給要件があります。お住まいを管轄するハローワークにおいて支給要件照会の手続きを行いますと、給付が受けられるかどうかを調べることができます。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

ご案内の内容は厚生労働省ホームページを引用しております。
厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html